

第 152号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 1月21日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）の医療安全担当及び地域保健係が保有する医療法人〇〇病院（以下「〇〇病院」という。）が起こした平成21年□月□日の医療事故に対する平成22年度に報告された改善計画の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成23年 2月 4日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月 7日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。
保健医療課に改善計画は報告されている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 事故報告書は、医療機関で発生した医療事故について、医療機関から提供された情報を基に保健所において作成し、保健医療課に報告するものである。その記載項目としては、事故の概要、医療機関における事後の対応、原因究

明、防止等の取り組み、保健所の対応、指導等となっている。

医療機関から提供される医療事故に関する情報は、医療法（昭和23年法律第 205号）において一部の大病院等に対し、厚生労働大臣の登録を受けた機関への提供が義務付けられているものの、本市等の医療監視の実施主体に対して提供する法的義務はない。しかし、本市においては、医療機関が医療事故に関する情報を提供することで、医療機関での再発防止につなげ、医療安全の質向上が期待できることから、任意であっても提出を要請している状況である。これらの情報を公開し、公にすることが前提となれば、任意であるため、医療機関から事故に関する情報が得難くなり、また医療機関が事実の詳細な情報を提供しなくなるおそれがある。

また、事故報告書には、医療機関名等、医療事故を起こした医療機関に関する情報が記載されており、当該医療機関の社会的評価に直結するものであることから、これらを公開し、公にすることにより、当該医療機関に明らかに不利益を与えると認められる。

- 2 本件に係る事故報告書について、本件公開請求の時点では、名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）から保健医療課に対して、〇〇病院における再発防止策が記載されている事故報告書は提出されておらず、その他にも改善計画が記載されている文書は取得していないため、存在していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人が請求している行政文書は、保健医療課が保有する平成21年□月□日に〇〇病院が起こした医療事故（以下「本件医療事故」という。）について、平成22年度に報告された改善計画に関する文書である。

- (2) 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

ア 病院及び診療所に対する指導等について

- (ア) 医療法第25条に基づく立入検査は、名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成11年 4月 1日健康福祉局健康部保健医療課長決裁。以下「実施要領」という。）に基づき、病院及び診療所の所在

する区の保健所（以下「管轄保健所」という。）の所長の責任のもと、名古屋市千種区千種保健所、名古屋市中村区中村保健所、名古屋市中区中保健所及び南保健所の各保健所（以下「集約保健所」という。）の医療監視員及び管轄保健所の所長の指定するその他の医療監視員により実施する。

(イ) 集約保健所は、病院及び療養病床を有する診療所については毎年、その他病床を有する診療所については 3 年に一度、定期的に立入検査（以下「定例立入検査」という。）を実施している。また、事故、苦情及びその他の事由により急を要する場合には、必要に応じて立入検査（以下「随時立入検査」という。）を実施している。

(ロ) 集約保健所が定例立入検査を実施した際、法令に違反する事項、行政指導により改善を要する事項等の不適合事項がある場合には、実施要領に基づき、病院管理者に対して管轄保健所長名で通知を行うとともに、病院管理者から管轄保健所長宛ての改善計画書を集約保健所に提出させ、集約保健所は当該通知書及び当該改善計画書を保健医療課へ提出した上で報告する。また、集約保健所が随時立入検査を実施した場合、必要な場合には病院管理者から管轄保健所長宛てに改善計画書を提出させ、集約保健所は当該通知書及び当該改善計画書を保健医療課へ提出した上で報告する。

また、集約保健所が定例立入検査を実施した際、不適合には至らないが改善を検討させたい事項がある場合には、実施要領に基づき、病院管理者に対して管轄保健所長名で通知を行うが、保健医療課に報告することにはなっていない。

(エ) 医療機関内において重大な管理上の事故等が生じた場合、実施要領第 7 第 3 項に基づき、集約保健所は、医療機関から提供された情報をもとに事故報告書を作成し、保健医療課に報告する。

当該事故報告書には、医療機関の名称及び所在地、事故の区分、事故の概要、事故原因の分析、今後の事故防止対策、事故当時の状況並びに事故に対する保健所の対応及び指導が記載されており、このうち医療機関による事後の対応、原因究明・防止等の取組みの部分において、医療機関からの改善計画に関する記述が集約保健所によって記載される。

イ 南保健所が実施した〇〇病院に対する定例立入検査（以下「本件定例立入検査」という。）について

(ア) 管轄保健所かつ集約保健所である南保健所は、本件医療事故の発生から本件公開請求までの期間内においては、平成21年□月□日及び平成22年□月□日に実施要領に基づき、本件定例立入検査を実施した。

(イ) 本件定例立入検査の結果、〇〇病院には、防災訓練、浴室等の使用方法等、不適合事項には至らないが、改善を検討させたい事項があったため、名古屋市南区南保健所長（以下「南保健所長」という。）は、実施要領に基づき、平成22年□月□日付けで平成21年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査結果について（通知）及び平成23年□月□日付けで平成22年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査結果について（通知）により、〇〇病院に対して、本件定例立入検査の結果の通知を行った。

(ウ) 本件定例立入検査の結果、上記(イ)のとおり、改善を検討させたい事項があったものの、不適合事項ではなかったため、上記ア(ウ)のとおり、南保健所は、本件定例立入検査の結果について、保健医療課に報告していない。

(エ) また、不適合事項がなかったため、南保健所は、〇〇病院の管理者に対して、南保健所長宛ての改善計画書の提出を求めている。

(オ) したがって、保健医療課は、本件定例立入検査の結果提出された〇〇病院の改善計画に関する文書を保有していないと認められる。

ウ 南保健所が実施した〇〇病院に対する随時立入検査（以下「本件随時立入検査」という。）について

(ア) 南保健所は、本件公開請求の後である平成23年□月□日及び同年□月□日、実施要領に基づき、本件随時立入検査を実施した。

(イ) したがって、本件公開請求の時点において、保健医療課は、本件随時立入検査の結果を保有していないと認められる。

エ 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

(3) 次に、異議申立人は、保健医療課に改善計画は報告されていると主張していることから、本件医療事故に関して〇〇病院から提出された事故報告書（以下「病院作成報告書」という。）の中に、本件異議申立ての対象となる文書が含まれているか否かについて検討する。

ア 本件医療事故に関し、南保健所は、〇〇病院から平成21年□月□日及び平成22年□月□日に病院作成報告書を取得しており、当該報告書には、本件医療事故に関する改善計画が記載されていることが認められる。

イ しかしながら、実施要領で定める事故報告書は、保健所が医療機関からの聞き取り内容等に基づいて作成し、保健医療課へ報告するものであることから、南保健所は、病院作成報告書を保健医療課に提出していなかった。

ウ その後、南保健所は、上記(2) ア(エ) の手続きにより、当該病院作成報告書に記載された情報をもとに事故報告書（以下「保健所作成報告書」という。）を作成し、保健所作成報告書を平成23年□月□日付けで保健医療課に提出した。

エ したがって、本件公開請求の時点において、保健医療課は、保健所作成報告書を取得していないことから、保健所作成報告書を保有していないと認められる。

オ 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 2月10日	諮問書の受理
2月16日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成24年 5月 7日	実施機関の弁明意見書を受理

5月14日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
平成25年 2月 6日 (第147回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3月 6日 (第148回審査会)	調査審議
6月21日 (第151回審査会)	調査審議
7月 2日	答申